

専門地域調査士の更新に関する事務処理要領

(総則)

第1条 地域調査士認定規程(以下「規程」という。)第13条第2項で定める専門地域調査士の更新に関する事務処理は、この要領に基づいて実施することとする。

(更新手続き)

第2条 規程第13条第2項の地域調査に関する活動実績が適当と認められたもの、又は更新に必要な講習会を修了した専門地域調査士は、規程第13条第1項に定めた資格を失う日の6ヶ月前より、専門地域調査士認定番号、活動実績又は更新講習会修了書番号を記して、更新を行うことができる。

(更新に関する審査)

第3条 専門地域調査士の資格を失う日以前に更新申請があった場合、規程第13条第1項に定めた資格を失う日の直近に開催される規程第14条に定めた地域調査士認定委員会(以下「認定委員会」という。)において、規程第13条第2項に定める審査を行うこととする。その場合、認定委員会の開催日に関わらず、規程第13条第1項に定めた有効期限の翌日を認定日とする。

(資格を失った場合の再申請)

第4条 第2条の手続きを行わず専門地域調査士の資格は失ったもので、認定委員会が特別に認めた場合は、規定第13条第1項に定めた資格を失った日に関わらず、第2条の手続きによる更新を行うことができる。その場合、認定日は別に定める。

(附則) この実施要領は令和2年4月1日より施行する。

(2020年2月15日 2019年度第4回地域調査士認定委員会承認)